

広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎

「自動販売機設置事業者」募集要領

[令和7年度一般競争入札（期間入札）]

○ 入札申込受付期間

令和8年3月26日（木）から

令和8年4月3日（金）まで

○ 入札日

令和8年4月15日（水）から

令和8年4月16日（木）まで

○ 開札日

令和8年4月17日（金）

広島県水道広域連合企業団三原事務所

目 次

入札申込から「自動販売機」設置までの流れ	1
広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎「自動販売機設置事業者」 募集要領（一般競争入札（期間入札））	2
1 募集概要	2
(1) 事業の名称	
(2) 事業の目的	
(3) 貸付施設の概要	
(4) 募集の仕様	
(5) 貸付期間	
(6) 契約の方法	
(7) 貸付料	
2 入札の方法等	3
3 使用する言語、通貨及び単位	3
4 入札の日時等	3
(1) 入札日	
(2) 提出先	
(3) 入札書の提出方法	
5 開札の日時等	3
(1) 開札日	
(2) 開札時間	
6 入札参加資格	4
7 入札参加に関する留意事項	4
(1) 入札保証金	
(2) 入札の無効	
(3) 入札の執行	
(4) 入札書の記載方法等	
(5) 開札と立合い	
(6) 落札者の決定	
8 契約手続	5
(1) 契約の締結等	
(2) 契約保証金	
9 入札までのスケジュール	5
(1) 募集に関する質問の受付及び回答	
(2) 入札参加資格（入札申込）の確認	
(3) 入札参加資格（入札申込）の確認	
10 貸付料の支払方法	6
11 その他の留意事項	6

入札申込から「自動販売機」設置までの流れ

1 募集要領の配付（この募集要領）

公開期間：令和8年3月26日（木）から令和8年4月3日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで

2 一般競争入札参加資格確認申請（入札申込）

受付期間：持参の場合 令和8年3月26日（木）から令和8年4月3日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

郵送の場合 令和8年4月3日（金） 午後5時15分までに必着

受付場所：広島県水道広域連合企業団三原事務所（三原市西野五丁目14番1号）

3 入札の日時及び場所

持参の場合：（持参の場合）令和8年4月15日（水）から令和8年4月16日（木）まで

ただし、持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、
（正午から午後1時までを除く。）

（郵便の場合）令和8年4月16日（木）までに必着

提出方法等は「期間入札の手引き」をご確認ください。

なお、入札書を郵送又は持参された場合は、開札当日は必要ありません。

4 開札の日時及び場所

開札日：令和8年4月17日（金）

開札時間：物件番号①午前10時

場 所：広島県水道広域連合企業団 三原事務所（1階）第1会議室

5 契約の締結

契約締結期限：令和8年4月23日（木）

6 貸付料の支払

貸付料の支払方法は、広島県水道広域連合企業団三原事務所が発行する納入通知書により金融機関に納付してください。

7 契約期間

令和8年5月1日～令和11年3月31日（3年間） ※更新はありません。

8 自動販売機設置

自動販売機の設置（設置に係る電気工事等を含む）については、令和8年5月1日（午前8時30分）以降とします。なお、事前に、広島県水道広域連合企業団三原事務所と自動販売機設置事業者との協議により、設置時間等を変更する場合があります。

広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎「自動販売機設置事業者」募集要領 (一般競争入札(期間入札))

広島県水道広域連合企業団三原事務所では、次のとおり広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎内に飲料用の自動販売機を設置する事業者(以下「自動販売機設置事業者」という。)を募集します。

この要領に基づき、飲料用自動販売機の設置を希望する法人又は個人を対象に、一般競争入札により自動販売機設置事業者を決定します。入札への参加を希望する場合は、この要領のほか、広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎「自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書、「広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎自動販売機設置事業に係る有償定期建物賃貸借契約書(案)」及び関係法令等を承知の上、申し込んでください。

1 募集概要

(1) 事業の名称

広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎への自動販売機設置事業

(2) 事業の目的

広島県水道広域連合企業団資産の有効活用により、新たな収入を確保するとともに、お客さまサービスの向上と地域経済の活性化及び広島県水道広域連合企業団三原事務所等の福利厚生の実現を図ります。

(3) 貸付施設の概要(添付図面を参照してください。)

物件番号	施設		添付図面	貸付面積
①	広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎	地下1階	図面番号①	1.20 m ²

※1 開庁日は、月曜日から金曜日(祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。)

※2 貸付面積には放熱余地、回収ボックス設置部分を含む。

※3 貸付する物件は、飲料用自動販売機(酒類不可)の設置以外の用途で使用することはできない。

※4 自動販売機の主な利用者は、来庁者及び広島県水道広域連合企業団三原事務所職員である。

※5 入札申込にあたっては、必ず現況等を確認して申し込むこと。

(4) 募集の仕様

広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎「自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書のとおりです。

(5) 貸付期間

令和8年5月1日から令和11年3月31日まで(3年間) ※更新はしません。

(6) 契約の方法

借地借家法(平成3年法律第90号)第38条の定期建物賃貸借契約によるものとし、契約の更新はしません。

なお、広島県水道広域連合企業団三原事務所が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、自動販売機設置事業者(落札者)が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他広島県水道広域連合企業団三原事務所が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

(7) 貸付料(年額)

広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎「自動販売機」設置期間中の貸付料(年額)は、落札

価格に 10 パーセントの消費税及び地方消費税を加えた額とします。ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における賃借料に含まれる消費税等は変動後の税率により計算します。

なお、貸付料（落札価格・年額）には光熱水費は含まないものとします。

(8) 参考データ

ア 広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎の利用状況

利用日数 242 日（令和 7 年度）（土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3 を除く。）

開庁時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 広島県水道広域連合企業団三原事務所（令和 7 年 4 月 1 日現在）

職員数：36 名

委託業者：29 名（夜間及び閉庁日は 2 名）

ウ 年間売上本数及び売上金額（令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月まで）

物件番号①（地下 1 階） 年間売上本数：約 1,200 本

年間売上金額：約 160,000 円

2 入札の方法等

一般競争入札（期間入札）により落札者を決定します。

3 使用する言語、通貨及び単位

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位

4 入札の日時等

(1) 入札日

令和 8 年 4 月 15 日（水）から令和 8 年 4 月 16 日（木）まで

(2) 提出先

〒723-0065

三原市西野五丁目 14 番 1 号

広島県水道広域連合企業団三原事務所 業務課 総務係

(3) 入札書の提出方法

ア 持参の場合は、令和 8 年 4 月 15 日（水）から令和 8 年 4 月 16 日（木）

ただし、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 郵便の場合は、令和 8 年 4 月 16 日（木）までに必着。

※提出方法等は、期間入札の手引き（以下「手引き」という。）を確認してください。

5 開札の日時及び場所

(1) 開札日

令和 8 年 4 月 17 日（金）※立ち会いは任意。

(2) 開札時間

ア 物件番号①：午前 10 時

イ 開札場所

三原市西野五丁目 14 番 1 号
広島県水道広域連合企業団 三原事務所（1 階）第 1 会議室
※立ち会いは任意

6 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県及び三原市の入札指名除外を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあつては広島県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあつては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を 3 年以上有していること。
- (7) 広島県水道広域連合企業団三原事務所の水道料金を滞納していないこと。

7 入札参加に関する留意事項

- (1) 入札保証金

免除します。

- (2) 入札の無効

次に該当するときは、その入札は無効とします。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のしたとき。
- イ 一つの入札案件について同一の者が 2 通以上の入札書を提出した入札。
- ウ 外封筒と異なる案件の内封筒を封入した入札。
- エ 外封筒と異なる案件の入札書を封入した入札。
- オ 金額を訂正した入札。
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- キ 定められた郵便及び持参以外の方法による入札。
- ク 提出期限又は郵送期限を過ぎて到着した入札。
- ケ 封筒に記載した業務と入札書の業務が相違する入札。
- コ 明らかに不正による入札と認められる入札。
- サ その他特に指定した事項に違反した入札。

- (3) 入札の執行

入札書類は、様式集の入札書（様式第 1）、入札辞退届（様式第 2）、委任状（様式第 3）を使用してください。

- (4) 入札書の記載方法等

入札書（様式第 1）には、消費税及び地方消費税を含めない年額（1 年間分）の貸付料を記載してください。※貸付期間は、令和 8 年 5 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間です。

- (5) 開札と立会い

開札当日は、入札した業者は、1名のみ開札に立ち会うことができます。

ただし、くじとなった場合は、出席者がくじ引きに参加するためには委任状が必要です。

(6) 落札者の決定方法

ア 三原市契約規則第 12 条の規定により定められた予定価格以上で最高価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者（委任状を持っている者が入札に参加している場合はその者。）にくじに参加してもらい、落札者を決定する。入札者が開札に立ち会っていない場合（受任者がいない場合を含む。）、立会っていてもくじを引かない場合、又は立会者の委任状に不備があった場合は、この入札に関係のない広島県水道広域連合企業団三原事務所職員がくじを引くものとします。

8 契約手続

(1) 契約の締結等

ア 落札者と広島県水道広域連合企業団三原事務所は、令和8年4月23日（木）までに「広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎自動販売機設置事業に係る有償定期建物賃貸借契約書（案）」に基づき自動販売機設置に係る有償定期建物賃貸借の契約を締結します。

(ア) 契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

(イ) 契約に先立ち、様式集の財産借受願（様式第6）を広島県水道広域連合企業団三原事務所に提出してください。

(ウ) 契約の締結に係る一切の費用（印紙代等）は、落札者の負担となります。

イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

ウ 契約書を作成し、各自その1通を保有するものとします。

(2) 契約保証金

免除します。

9 入札までのスケジュール

(1) 募集に関する質問の受付及び回答

ア この「自動販売機設置事業者」募集要領等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

受付期間	令和8年3月26日（木）～令和8年4月3日（金） 午前8時30分～午後5時15分（ただし、正午～午後1時を除く。） ※土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。
提出方法	様式集の広島県水道広域連合企業団三原事務所への自動販売機設置事業に関する質問書（様式第4）に記入の上、電子メール、持参、郵送又はFAXにより提出してください。郵送の場合は、上記の期限までに必着。 注）郵送とは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれに準ずるものに限ります。
提出先	広島県水道広域連合企業団三原事務所 業務課 総務係 （〒723-0065 三原市西野五丁目14番1号） FAX：0848-64-2135

	電子メール：m-gyomu@union.hiroshima-water.lg.jp
--	---

(2) 入札参加資格（入札申込）の確認

この入札に参加を希望する場合は、事前に入札参加資格の有無について広島県水道広域連合企業団三原事務所の確認を受ける必要があります。

ア 申請書類の提出（提出部数各 1 部）

受付期間	令和 8 年 3 月 26 日（木）～令和 8 年 4 月 3 日（金） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（ただし、正午～午後 1 時を除く。） ※土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。		
提出方法	様式集の入札参加資格確認申請書（様式第 5）に必要事項を記入・押印し、持参又は郵送により申し込んでください。 郵送の場合は、上記の期限までに必着です。		
提出書類	事	項	法 人
	①	入札参加資格確認申請書（様式第 5）	○
	②	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○
	③	印鑑証明書	○
	④	設置する自動販売機のカタログ（販売商品・単価含む。）	○
⑤	身分証明書（本籍の自治体の市民課で交付）	-	
提出先	8 - (1) 申込先に同じ。		

※②、③については、発行後 3 か月以内の原本とする。（令和 8 年 2 月 13 日付けで公告された広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎への災害対応型自動販売機設置事業で提出済みの方は省略可）

イ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果の通知は、確認申請した方に対して書面により通知します。

10 貸付料の支払方法

- (1) 落札者は、広島県水道広域連合企業団三原事務所の発行する納入通知書により、毎年 4 月 30 日（令和 8 年度は令和 8 年 5 月 31 日）までに、その年度に属する貸付料（1 年間分の貸付料）を、広島県水道広域連合企業団三原事務所に支払わなければなりません。ただし、当該年度の納期限前までに貸借期間が終了（解除を含む。）した場合は、広島県水道広域連合企業団三原事務所の指定する日までに支払うものとします。
- (2) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがありますので、注意してください。

11 その他の留意事項

(1) 「自動販売機設置」事業関連規定の遵守

広島県水道広域連合企業団三原事務所と本件自動販売機設置事業に係る有償定期建物賃貸借契約を締結した自動販売機設置事業者は、本要領のほか、広島県水道広域連合企業団三原事務所庁舎

「自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書に定める事項について遵守しなければなりません。

(2) 自動販売機の設置方法等

具体的な自動販売機の設置方法等については、広島県水道広域連合企業団三原事務所と自動販売機設置事業者が協議の上、決定します。

(3) 自動販売機設置に係る経費

自動販売機の設置、撤去、維持管理（光熱水費等）及び原状回復に関する一切の経費（コンセントのない箇所へのコンセント等の設置及び撤去を含む。）は、自動販売機設置事業者の負担とします。

(4) 自動販売機の設置に伴う承認等

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に当たっては、「自動販売機設置」承認申請書（様式第7）に自動販売機の設置内容（設置場所、台数・規格・定格消費電力、商品明細、使用済容器回収ボックス等）を記載の上、広島県水道広域連合企業団三原事務所に提出し、承認を得る必要があります。また、承認を得た自動販売機の内容の全部又は一部を変更する場合も同様の手続となります。

(5) 自動販売機の撤去

契約期間の満了等により、賃貸している面積を広島県水道広域連合企業団三原事務所に返還する場合は、様式集の借受財産返還書（様式第8）を提出して広島県水道広域連合企業団三原事務所の承諾を得るものとします。

(6) 貸付料の返還

納付済みの貸付料は、返還いたしません。

(7) 自動販売機設置事業者の責任

ア 自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関するすべての事項について一切の責任を負うものとします。

イ 自動販売機設置に関して第三者に損害を与えた場合は、自動販売機設置事業者の責任及び負担において解決するものとします。